

（仮称）宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受けるために

宮城県から、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて、4月25日から5月6日までの間、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力いただける中小の事業者に対し、県と市町村から協力金を支給することが示されましたが、対象となる要件等については下記のとおりです。

対象となる要件

- 緊急事態措置以前に事業を開始し、かつ、営業の実態がある中小企業又は個人事業主等
- 緊急事態措置期間（令和2年4月25日から5月6日までの全ての期間）において、休業又は営業時間短縮の要請に全面的に協力いただくこと。

対象となる事業者

- 県内で施設を運営する中小の事業者のうち、県からの要請や協力依頼に応じて、施設を全面的に休業する者又は営業時間の短縮を行う飲食サービス業を営む者。

⇒飲食サービス業について、もともと5時から20時の範囲内で営業していた飲食店は、休業要請対象外のため、協力金支給対象外です。

詳しくは、宮城県のホームページ「（仮称）宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について」内の「よくあるお問い合わせについて(Q&A)」をご覧ください。